

萩市中津江認知症高齢者グループホームなごみ
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
重要事項説明書

作成日 平成 17 年 4 月 1 日
更新日 令和 7 年 5 月 1 日

1. 事業主体概要

事業主体名	社会福祉法人 萩市社会福祉事業団
法人の種類	社会福祉法人
代表者名	理事長 田中 文夫
所在地	〒758-0061 山口県萩市大字椿 3460 番地 2
資本金（出捐金）	3, 000, 000 円
法人の理念	1. 人権と意志の尊重 2. 残存機能の活用 3. 地域との連携
他の介護保険関連の事業	介護老人福祉施設 短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 居宅介護支援事業所 訪問介護 通所介護 総合事業（通所型サービス、訪問型サービス）
他の介護保険以外の事業	救護施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 在宅介護支援センター 介護予防支援事業 障害福祉サービス事業

2. 施設概要

施設名	萩市中津江認知症高齢者グループホームなごみ
施設の目的	認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援する。
施設の運営方針	○私たちは、あなたの意思を尊重し、自由な生活を支援いたします ○私たちは、あなたのプライバシーを守り、安心できる生活を支援いたします ○私たちは、あなたが役割を持ち、生きがいのある生活が送れるよう支援いたします ○私たちは、あなたが地域住民との交流を持ち、地域の一員として生活出来るよう、支援いたします
施設の責任者	管理者 森田磨砂
開設年月日	平成 17 年 4 月 1 日
保険事業者指定番号	3570400410
事業の種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
所在地・電話番号等	〒758-0011 山口県萩市大字椿東 315 番地 6 (TEL) 0838-24-1753 (FAX) 0838-22-1100
交通の便	バス・タクシー
敷地概要（権利関係）	萩市
建物概要（権利関係）	構造：鉄骨造 延床面積： 695.55 m ²
居室の概要	個室 18 室 (9 室×2 ユニット)
共用施設の概要	なし
緊急対応方法	利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる
防犯防災設備 避難設備等の概要	非常口、スプリンクラー各所、消火器の設置
損害賠償責任保険加入先	全国社会福祉協議会 社会福祉施設総合損害補償

3. 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格	研修会受講等 内 容
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1 名		1			介護福祉士 介護支援専門員 社会福祉主事	認知症対応型サービス事業管理者研修・認知症介護実践リーダー研修・認知症介護実践者研修
計画作成担当者	2 名		2			介護支援専門員 介護福祉士	認知症介護実践リーダー研修・認知症介護実践者研修
介護従事者	15 名	12	3			介護福祉士 介護福祉士実務者研修	認知症介護実践リーダー研修・認知症介護実践者研修等
看護職員	1 名				1	看護師	

4. 勤務体制（基本時間）

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	日 勤 8：30～17：30	原則として 4 週 8 休
計画作成担当者、介護従事者	早 出 7：40～16：40 遅 出① 9：20～18：20 遅 出② 10：30～19：30 夜 勤 16：30～ 9：30	原則として 公休 10 日／月
看護職員	日 勤 8：30～ 9：00 17：00～17：30	原則として 公休 10 日／月

5. （介護予防）認知症対応型共同生活介護

入院や外泊による空室を利用し、入居以外の方に短期間ご利用頂くサービスです。

（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用者からは居室料を頂きますが、入院中の入居者からは徴収いたしません。

（介護予防）認知症対応型共同生活介護利用期間中は、正規入居者の荷物等は、別室等にて管理させて頂きます。

6. 利用者及び利用者代理人の権利

利用者及び利用者代理人は、グループホームのサービスに関して以下の権利を有します。

これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。

- ①独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること
- ②生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、および主体的な決定が尊重されること
- ③安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること
- ④自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること
- ⑤必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること
- ⑥家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること
- ⑦地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること
- ⑧暴力や虐待および身体的精神的拘束を受けないこと
- ⑨生活やサービスにおいて、いかなる差別も受けないこと
- ⑩生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けること
- ⑪複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

- ・支払証明書 1 通につき：1 1 0 円（本体価格 100 円＋消費税 10 円）
- ・事業団記録持ち出し 1 枚につき：2 2 0 円（本体価格 200 円＋消費税 20 円）
- ・原本持込コピーのみ 1 枚につき：2 0 円（本体価格 19 円＋消費税 1 円）

7. ご利用にあたっての留意事項

①飲酒、おやつ等の嗜好品について

おやつについては、居室に持ち込み可能といたしますが、糖尿病等により制限のある方に関しては職員による管理とさせていただきます。

また、酒類については、職員による管理とさせていただきます。

②金銭の管理について

通帳、印鑑等については、お預かりできませんが、お小遣いについては事務所にて管理いたします。尚、入居者の方で、自己管理できる方は個人で管理していただいて構いませんが、紛失等に関する責任は、施設として負いかねます。

③定期健診、健康診断、インフルエンザ予防接種について

年 1 回の定期健診、健康診断、インフルエンザ予防接種について、必ず受けていただくこととします。

④日用品その他の費用について

紙オムツ、理容・美容、病院受診等私的に掛かる経費は実費としてご負担いただきます。

⑤施設内への私物の持込みについて

基本的に自由といたしますが、極端に大きな物や刃物、その他施設内には不適切と判断した物品については、持込をお断りする場合があります。

⑥ご家族へのお願い

面会、外出、外泊、季節の衣類の入れ替え、必要物品の補充、ケアカンファレンス（介護に関する話し合い）への参加をご依頼する場合がございますので、ご協力お願いいたします。

病院受診については、基本的に職員にて対応いたしますが、市外への病院受診や、長時間にわたる場合、重篤な病症での受診についてはご家族にてお願いする場合がございます。

8. サービスおよび利用料等

（１）介護保険の給付の対象となるサービス

認知症対応型共同生活介護（Ⅱ） 介護予防認知症対応型共同生活介護（Ⅱ）					
基本 サービス費			1日あたりの自己負担額		
	要介護度	利用料金	1割	2割	3割
	要支援2	7,490円	749円	1,498円	2,247円
	要介護1	7,530円	753円	1,506円	2,259円
	要介護2	7,880円	788円	1,576円	2,364円
	要介護3	8,120円	812円	1,624円	2,436円
	要介護4	8,280円	828円	1,656円	2,484円
	要介護5	8,450円	845円	1,690円	2,535円
初期加算			30円/日	60円/日	90円/日
			・入居から30日間 ・医療機関へ30日以上入院した後に再入居となる場合、再入所から30日間		
医療連携体制加算（Ⅰ）ハ （要介護のみ）			37円/日	74円/日	111円/日
利用者の入院期間中の体制			246円/日	492円/日	738円/日

		・医療機関へ入院後 3 ヶ月以内に退院する見込みあり、退院後に再入居となる場合、1 ヶ月に 6 日を加算		
認知症専門ケア加算（Ⅰ）		3 円/日	6 円/日	9 円/日
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		22 円/日	44 円/日	66 円/日
看取り介護加算 （要介護のみ）	死亡日以前 31 日～45 日以下	72 円/日	144 円/日	216 円/日
	死亡日以前 4 日～30 日以下	144 円/日	288 円/日	432 円/日
	死亡日前日、前々日	680 円/日	1,360 円/日	2,040 円/日
	死亡日のみ	1,280 円	2,560 円	3,840 円
退去時相談援助加算 （退去時のみ）		400 円	800 円	1,200 円
協力医療機関連携加算		100 円/月	200 円/月	300 円/月
退居時情報提供加算		250 円/回	500 円/回	750 円/回
介護職員等処遇改善加算		基本サービス費に各種加算を加えた総単位数の 18.6%に相当する単位数		

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

居室の提供（家賃）	30,000 円／月（定額）
食事の提供	1,392 円／日 ※外泊、外出により食事を不要とされる場合は 2 日前までにご連絡ください。ご連絡無き場合は通常どおりの食費を請求させていただきます ※食事時間 朝食 7：30 ～ 8：30 昼食 12：00 ～ 13：00 夕食 17：00 ～ 18：00
水道光熱費	209 円／日（本体価格 190 円＋消費税 19 円）
共益費（保守点検）	104 円／日（本体価格 95 円＋消費税 9 円）

9. 緊急時の対応

万一、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、すみやかにかかりつけ医または協力医療機関及び、家族、身元引受人等関係者に連絡を行うなどの必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

万一、利用者に事故が発生した場合は、すみやかに家族、身元引受人等関係者に連絡を行うとともに協力医療機関、かかりつけ医師、市町村、居宅介護支援事業者等に連絡するなどの必要な措置を講じます。

11. 非常災害時への対応

事業所は、非常災害時に備えて、消防設備および非常放送設備など必要な整備を設けるとともに、具体的な防災計画を立て、職員および利用者が参加する訓練を定期的に実施いたします。尚、避難・消火訓練等実施の際には参加協力をお願いする場合があります。

12. 利用料金のお支払方法

毎月 20 日までに、前月分利用料金について請求いたしますので、25 日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

また、自動引き落としの手続きをされた場合は、原則、毎月 25 日にご指定の口座より振替をいたします。

なお、振替日が金融機関の休業日に当たる場合は、金融機関の翌営業日となります。

（中途入・退所で、1 ケ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。尚、入院・外泊による場合は、家賃に限り正規料金をお支払いいただきます。）

イ. 現金持参又は現金書留等による送金

ロ. 下記、指定口座への振込

山口銀行 萩支店 普通預金 6295773

社会福祉法人 萩市社会福祉事業団

※振込手数料は、お客様負担とさせていただきます

ハ. 下記、指定金融機関からの口座振替（引き落とし）

ご利用できる金融機関：

- ・ 山口銀行
- ・ 山口県農業協同組合
- ・ 山口県漁業協同組合
- ・ 郵便局（ゆうちょ銀行）
- ・ 萩山口信用金庫

1 3. 協力医療機関

協力医療機関名	玉木病院
診療科目、ベッド数等	内科
協力医師	玉木 英樹

1 4. 医療連携体制加算に関する事項

看護師業務	社会福祉法人 萩市社会福祉事業団 萩市中津江認知症高齢者グループホームなごみ
所在地 電話番号	萩市大字椿東 315 番地 6 0838-24-1753
業務内容	①日常的な健康管理 ②通常時及び状態悪化時における主治医や医療機関等との連携 ③24時間オンコール体制 ④看取りに関する指針の整備 ⑤記録の整備
指針の内容	別紙資料 1

1 5. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために委員会を設置するとともに、職員に対する研修の実施や苦情対応処理体制の整備、その他必要な措置を講じます。また、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市に通報します。

1 6. 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の①～③の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ①切迫性・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合

- ②非代替性・・・身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合
- ③一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合

17. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. 苦情の受付について

苦情相談窓口	担当者：森田 磨砂 (電話) 0838-24-1753 (受付時間) 8:30~17:30
苦情解決委員 (第三者委員)	岡野雅治 梅尾一恵 梅木幹司
行政機関・苦情受付機関・その他	機関名：萩市高齢者支援課 所在地：萩市大字江向 510 番地 (電話) 0838-25-3368 (受付時間) 8:30~17:15 機関名：山口県健康福祉部 長寿社会課介護保険班 所在地：山口市滝町 1-1 (電話) 083-933-2774 (受付時間) 8:30~17:15 機関名：山口県国民健康保険団体連合会 所在地：山口市大字朝田字岡の口 1980 番地の 7 (電話) 083-995-1010 (受付時間) 8:30~17:15 機関名：山口県社会福祉協議会 所在地：山口市大手町 9-6 (電話) 083-924-2837 (受付時間) 8:30~17:15

令和 年 月 日

(事業者)

施設名 萩市中津江認知症高齢者グループホームなごみ
住所 山口県萩市大字椿東 315 番地 6

説明者名 _____ 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認します。

(利用者)

住所

氏名 _____ 印

(利用者代理人)

住所

氏名 _____ 印

(身元引受人)

住所

氏名 _____ 印

重度化した場合の対応及び看取りに関する指針

1. 医師や医療機関との連携体制について

入居者様の体調に異常が生じた場合には、状況に応じて事業所の看護師が協力医療機関の医師との連絡・調整を図ります。また、必要な医療的処置が発生した場合、もしくは入院が必要となった場合には、速やかにご家族に連絡し、ご意向を伺います。

2. 入院期間中におけるグループホームの居住費や食費の取扱について

①居住費について

・入所期間中と同額(お部屋代：30,000円)を利用者にご負担頂きます。

②食費・光熱水費・共益費(保守点検)について

・入院初日及び退院日は、入所期間中と同額(食費：1,392円/日、光熱水費：209円/日、共益費：104円/日)を利用者にご負担頂きます。

・入院期間中の食費は欠食分として減算し、提供分の請求といたします。

3. 看取りに関する考え方

終末期をどこで過ごし、どこで最期を迎えるのかは、ご利用者様やご家族様にとって重大な関心ごととなります。

できるだけ長く生きたい、生きてほしいと望まれ、病院で延命治療等続け、最期を迎える方もおられるでしょうし、最期だけは、住み慣れた自宅でご家族と一緒に迎えたいと思われる方、あるいは、グループホームにおいて慣れ親しんだスタッフに囲まれて最期を迎えたいと思われる方もいると思います。

利用者様の病状や利用者様・ご家族様の意向等様々な条件があり、それらを考慮した上でのご判断となります。

当ホームでは、ご利用者様が協力医療機関の医師により終末期の状態であると診断され、かつ、当ホームに居住した状態における看取り介護の対応が可能な状態と判断され、ご利用者様、ご家族様が対応を希望された場合に、できる限りの看取り介護の対応を行います。

また、当ホームで終末期の対応開始後でも、病気により耐えられない苦痛を伴う場合や、ご家族等がご利用者本人の症状を見て、病院への搬送等希望された場合には、その希望に応じます。また、ご利用者様の死への不安を少しでも和らげるため、ご家族様が付添等をできるよう支援しますのでご協力を求める場合があります。

しかしながら、当ホームは、病院ではないため、医療法等いろいろな制限があり、当ホームで行える看取り介護にも限界があります。

医療法上、酸素吸入、点滴治療、延命処置等を行うことはできません。また、当ホームで亡くなられた場合には、死亡診断書作成上、警察に連絡して、検死扱いとなります。

そのため、当ホームで出来ることは、ご家庭でできることと同じレベルの「服薬管理、健康管理、生活支援等」を行いながら、亡くなる直前までの看取り介護となります。

そして、死亡確認が必要なため、亡くなる前には、必ず病院へ搬送することになります。

4. 終末期の援助方針

- ①主治医や介護スタッフ、ご家族等と終末期の迎え方について、話し合いを持ちます。
- ②ご本人・ご家族が安心して静かに過ごせるよう可能な限り、環境を整えます。
- ③室温・採光・換気等の調整、ベッドサイドの整理整頓に配慮します。
スキンシップ、コミュニケーションによる継続的な見守りをします。
- ⑤食欲不振の場合は、ご本人の嗜好に合わせた食事を提供します。
- ⑥経口摂取（水分・食事）が出来なくなったら、無理な介助はせず、可能な限り時間をかけ、ご本人の希望に沿う介助を行います。
※経管栄養の方は看取り介護の対象となりません。
- ⑦苦痛の表情に対しては、マッサージ・体位変換等、適切に対応します。
- ⑧プライバシーを配慮した上で、可能な限り清拭・更衣・排泄介助を行います。
- ⑨スタッフが頻回な訪室を心がけるのは勿論のことですが、ご家族に見守られて過ごすことが、不安な気持ちや孤独感を取り除くことになると思います。
できるだけご利用者様へ、ご家族様が付き添われることをお願いします。
- ⑩死亡確認上、亡くなる前には、必ず病院へ搬送します。

社会福祉法人 萩市社会福祉事業団
萩市中津江認知症高齢者グループホームなごみ
管理者 森田 磨砂